【配付資料一覧】

- 1. 東京都北区中里貝塚保存活用計画策定委員会 第3回会議次第
- 2. 委員会席次
- 3. 中里貝塚保存活用計画策定委員会 名簿
- 4. 議事関係

資料1 これまでの経過報告

資料2 史跡の構成要素と地区区分

資料3 保存活用の基本方針

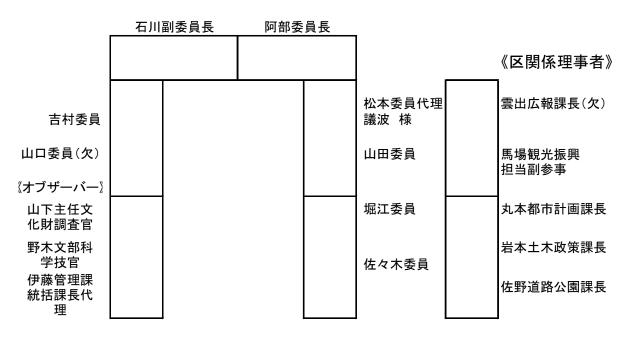
参考資料 文化庁の指針(保存活用計画の構成)

東京都北区中里貝塚保存活用計画策定委員会 第3回会議次第

平成30年5月11日(金) 北区飛鳥山博物館 講堂

- 1. 開会
- 2. 教育委員会挨拶
- 3. 人事異動者紹介
- 4. これまでの経過報告
 - (1)総括報告書の刊行について〈資料1〉
 - (2) 昨年度の策定委員会の意見概要〈資料1〉
- 5. 議題
 - (1) 史跡の構成要素と地区区分 〈資料2〉
 - (2) 保存活用の基本方針 〈資料3〉
- 6. その他
 - ○主なスケジュール
 - 〇次回委員会 平成 30 年 7 月 20 日(金)午後 1 時~ 北区飛鳥山 博物館講堂
- 7. 閉会

《委員会》



出入口



傍 聴

席

コンサルタント

壁

中里貝塚保存活用計画策定委員会 名簿

平成30年5月

(委員))	※敬称略			
氏	名	所 属 名 等			
阿部	芳 郎	明治大学教授(考古学)			
石川	日出志	明治大学教授(考古学)			
吉村	晶 子	千葉工業大学教授(都市計画)			
松本	晴 光	昭和町地区自治会連合会会長			
山田	和 夫	上中里貝塚町会会長			
堀江	正郎	北区観光ボランティアガイド代表			
佐々木	富美子	公募(北区在住)			
μп	宗彦	区立滝野川第五小学校長			
(オブザー	-/ ヾ ー)				
山下	信一郎	文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官			
野木	雄大	文化庁文化財部記念物課文部科学技官			
伊 藤	敏 行	都教育庁地域教育支援部管理課統括課長代理			
(区関係理	(区関係理事者)				
雲出	直 子	政策経営部広報課長			
馬場	秀和	地域振興部副参事(観光振興担当)			
丸本	秀昭	まちづくり部都市計画課長			
岩本	憲文	土木部土木政策課長			
佐 野	正徳	土木部道路公園課長			
(教育委員会事務局)					
田草川	昭 夫	教育振興部長			

(事務局)

北区飛鳥山博物館

館長 野尻浩行 事業係長 鈴木直人

事業係(学芸員) 中島広顕、牛山英昭、安武由利子

事業係 谷 木綿子

TEL:03(3916)1133 FAX 03(3916)5900

Email: hakubutsukan@city.kita.lg.jp

これまでの経過報告

(1)総括報告書の刊行について

- ・平成 28~29 年度にかけて『総括報告書』をとりまとめた
- ・平成 29 年度末(平成 30 年3月)に『総括報告書』を刊行 (↓報告書抄録より抜粋)

所収遺跡名	遺跡名 種別 主な時代 主な遺構 主な遺		主な遺物	特記事項		
中里遺跡 (中里貝塚)	貝 塚 包蔵地	縄文時代	貝層 木枠付土坑 杭列 焚き火址 木道 集石	縄文土器 土器片錘 丸木舟		
本書は、東京都北区上中里二丁目に所在する、国指定史跡中里貝塚の総括報告書である。中里貝塚は、中里遺跡内に所在する、縄文時代中期から後期初頭にかけて当時の海岸線に形成された大型の貝塚である。「最大で厚さ 4.5 メートル以上の貝層が広がる、縄文時代の海浜低地に営まれた巨大な貝塚。焼石を投入して水を沸騰させて貝のむき身を取ったと考えられる土坑や焚き火跡、木道などが確認されている。生産された大量の干し貝は、内陸へ供給されたものと想定され、縄文時代の生産、社会的分業、社会の仕組みを考える上で重要である。」とする理由で、2000(平成 12) 年 9 月 6 日に国史跡に指定された(2012(平成 24) 年 9 月 19 日に追加指定)。本書では、中里貝塚でこれまでに行われてきた発掘調査の成果を総括し、また中里遺跡や台地上の周辺部の遺跡での調査成果も踏まえ、中里貝塚の性格、形成背景、特質等を明らかにし、歴史的価値を示したものである。						

(巻頭写真↓→)





下湖に打ち込まれた例と見層(大地元)





水模位土坑 (人北)(



大見見た海路下のごは今(下収8年11月13日)

◆『総括報告書』p.163~181の「第4章 総括 ~中里貝塚の歴史的価値~」の概要 ※『保存活用計画書』では、史跡指定説明文で明示された内容、および、総括報告書で整理した中里貝塚の歴史的価値を踏まえ、"中里貝塚の本質的価値"を整理します。よって、以下に『総括報告書』における"中里貝塚の歴史的価値"の概要を抜粋します。

総括報告書で整理した中里貝塚の歴史的価値

①専業性の高さ

(前略)中里貝塚ではマガキとハマグリの大型個体が選択的に採貝され、浜辺で土器を使わずに剥き 身処理して干し貝加工が行われていた。きわめて均質的なサイズを維持できた背後には、生産者集団の 計画的な資源管理が予測できる。また、ハマグリとマガキの特定の採貝季節には、食材の旬を意識した 資源利用形態として見て取れる。

②貝層の規模

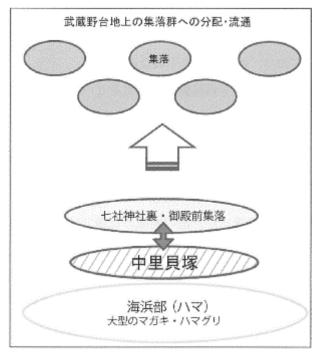
- ・長さが帯状に最大 700m、幅は 100m 以上で東西方向に連なる分布範囲
- ・約800年にわたる継続期間の長さと廃棄単位の大きさが特徴的
- ・貝塚本体とする中心部分が層厚 2.0~4.5m と厚い

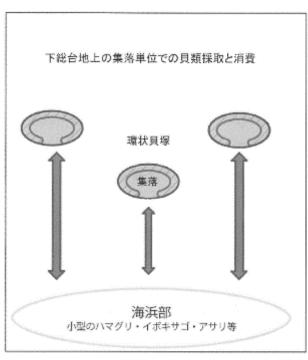
③周辺遺跡群との有機的関連の明確さ

(前略)中里貝塚の形成期間と台地上の集落の消長は、ほぼ併行している。

④武蔵野台地の内陸部集落に供給するシステム

(前略)内陸部集落の変遷と中里貝塚の貝層形成は連動しており、そこには生産者と消費者、言い換えれば需要と供給の関係性が成立するとみて間違いない。





第126 図 武蔵野台地と下総台地の貝類利用形態の地域性

(2) 昨年度の策定委員会の意見概要

◆第1回委員会(平成30年1月19日開催)

|検討項目||委員長選任、計画策定の目的、総括報告書、史跡の現状と課題など

主な意見

史跡の現状について

- ・保育園や幼稚園の児童が、よくピクニックで訪れている。地元の高齢者の散歩コースとして定着している。また、町会の活動の場として公園を使用している。
- 小学生~中学生の中里貝塚に対する認知度が低いように思う。
- 最寄り駅の「上中里駅」に、史跡へと誘導する看板や史跡案内の看板がない。

史跡の活用について

- ・中里貝塚は当時のウォーターフロントに位置し、台地のほうには現在、博物館などがあるので、そういった地形の特徴を感じられるような整備活用ができると良いと思う。
- ・加曽利貝塚では、貝塚本体に加えて住居跡も含めて保存活用している。中里貝塚も、独木舟が出土した集落の範囲も含めて、保存活用を検討していければと思う。

◆第2回委員会(平成30年3月9日開催)

検討項目 現地視察、史跡の現状と課題、史跡の構成要素など

主な意見

史跡の課題について

- ・文化財行政の人員体制について、現在のままでは難しいと思うので、保存管理の課題の中に、「区内の埋蔵文化財調査や博物館活動の現状維持と拡充」を追加してはどうか。
- ・史跡の認知度が低いので、カラーイラストの説明板や駅からの誘導標識などを充実させてほしい。

史跡の保存と活用について

- •「誰が活用するのか」という点をある程度定めて、その対象者にとって「何が必要なのか」を考えていくと良いと思う。
- 住宅密集地の中の史跡という状況を踏まえると、史跡広場はあれだけの広さがあるので、避難場所と しても確保してほしい。
- ・陸前高田市の例(二中沢浜貝塚)のように、指定地内は保存を確実に行い、活用の場としては指定地外を利用する、というような位置づけを整理すると良い。
- ・指定地内や史跡周辺の取扱い基準等を定めていく中で「中里貝塚ではあるが、まだ指定されていない部分」が要となってくるため、住民の方々との合意形成を丁寧に進める必要がある。

議題(1)史跡の構成要素と地区区分

①中里貝塚の本質的価値を構成する諸要素

- ・最大で長さ700m、幅100mに広がる貝層(全国で最大規模)
- ・指定地内に包含されている遺構、遺物





- ・ 発掘で出土した遺物
- ・調査記録や分析データ(報告書など)
- ・中里貝塚の研究史
- ・古環境や当時の地形、縄文時代の生活様式、社会の仕組みなどの復原



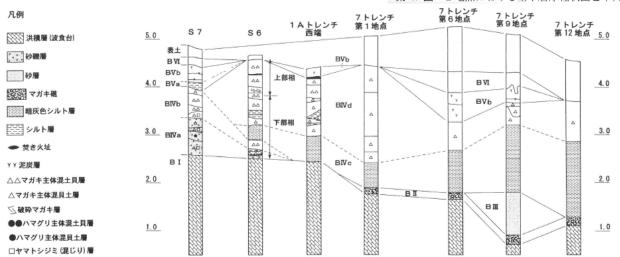


	B地点における階 層位	トレンチ	試料名	算出され
	BIF	7	第4地点 2	45
500 4 100	波食台(BIVa層下)		木道	AMS50
A 8 8 80 1 1 11 2º 91 \	土坑内(BIVa層下)	Established A	オニグルミ	AMS44
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	土坑内(BIVa層下)		阿玉台式土器	AMS43
11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	土坑内(BIVa層下)		阿玉台式土器	AMS44
	BIVa層		マガキ(木道窪み内)	AMS47
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	BIVaF	2	S7地点 13/14	46
A A ROOM	BIVaF	6	S11地点 18	44
1	BIVa∰	2	S6地点 17	44
	BIVb層		S7地点 6	45
	BIVbM		S11地点 3/4	43

層位	トレンチ	試料名	算出された 年代値	
BIVb~BIVc層	5A	木材(ケヤキ)	AMS4420	
BIVc層	2	S5地点 12/14	4210	
BIVc~BIVd層	1C	加曾利E式土器	AMS4370	
BIVd∰	1B	S3地点 11	4460	
BIVd層	1B	S3地点 8/9	4410	
BIVd∰	2	S5地点 9/10	4300	
BIVd∰	2	S5地点 2	4350	
BIVd層	2	S6地点 2/3	4260	
BIVd層	7	第2地点 1	4150	
BIVd層	7	第4地点 1	4270	

※各分析結果の詳細については、それぞれの一覧表を参照のこと。

第47図 B地点における基本層序柱状図と年代



②その他の諸要素 (←現在の史跡指定地内)

- ②-1:史跡の保護に有効な要素
 - ・史跡を周知するための要素(標柱、境界標)
 - ・史跡の情報提供のための要素(案内板、解説板)
 - ・史跡の活用に必要な要素(来訪者のための便益施設、散水栓などの設備、植栽)







②-2:史跡の保護のために調整が必要な要素

・史跡景観に違和感を与える要素(児童遊園として整備された広場)









③史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素 (←史跡指定地外)

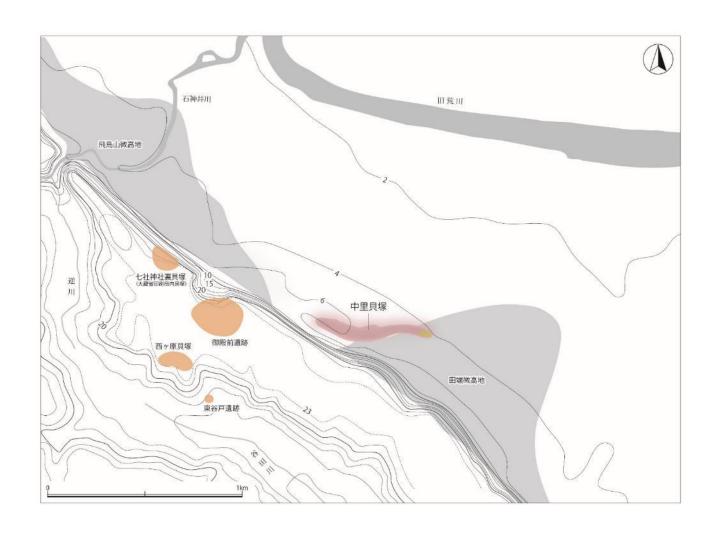
- ③-1:本質的価値に準ずる要素 (=保護を要する範囲)
 - ・指定地外に広がる貝層や貝処理作業に伴う関連遺構(地下に埋蔵)

③-2:本質的価値に密接に関わる要素

- ・中里遺跡(丸木舟、集石遺構など)
 - →縄文時代の浜辺での活動
- ・高台の集落(七社神社裏貝塚、御殿前遺跡、西ヶ原貝塚、東谷戸遺跡など)
 - →中里貝塚の形成に携わった人々の集落
- 当時の活動の場を想起させる地形(田端微高地、飛鳥山微高地)
 - →中里貝塚周辺の古環境(干潟の形成など)

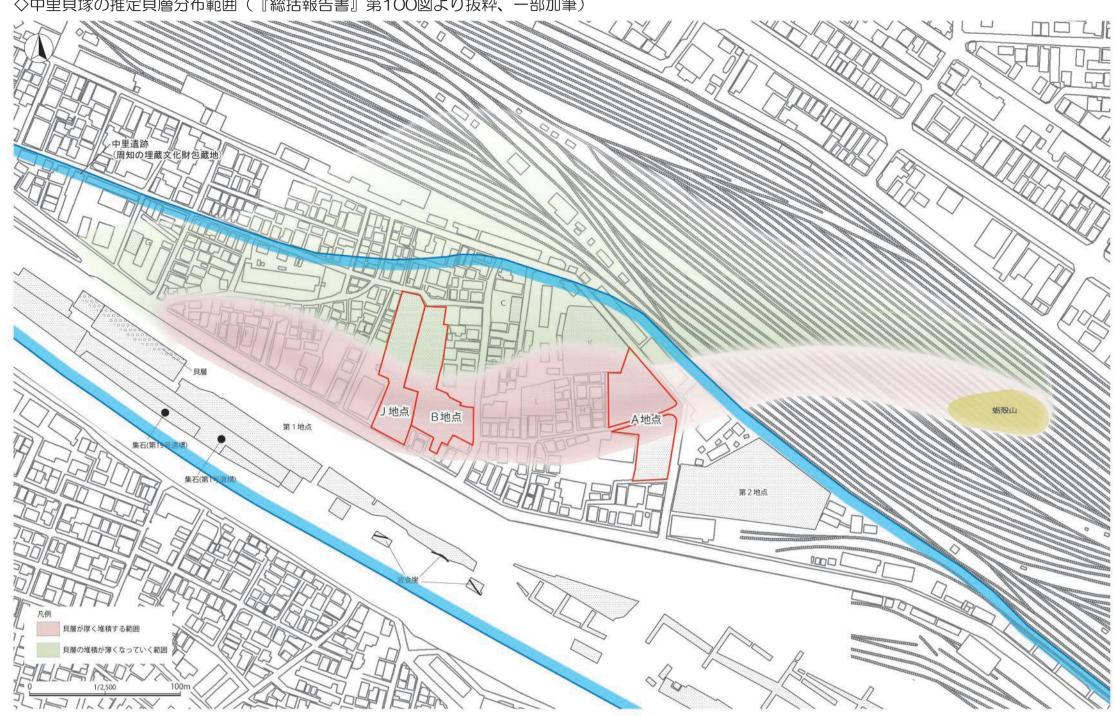
③-3:史跡保護のために調整が必要な要素

・史跡周辺に広がる住宅街、道路、鉄道敷地など

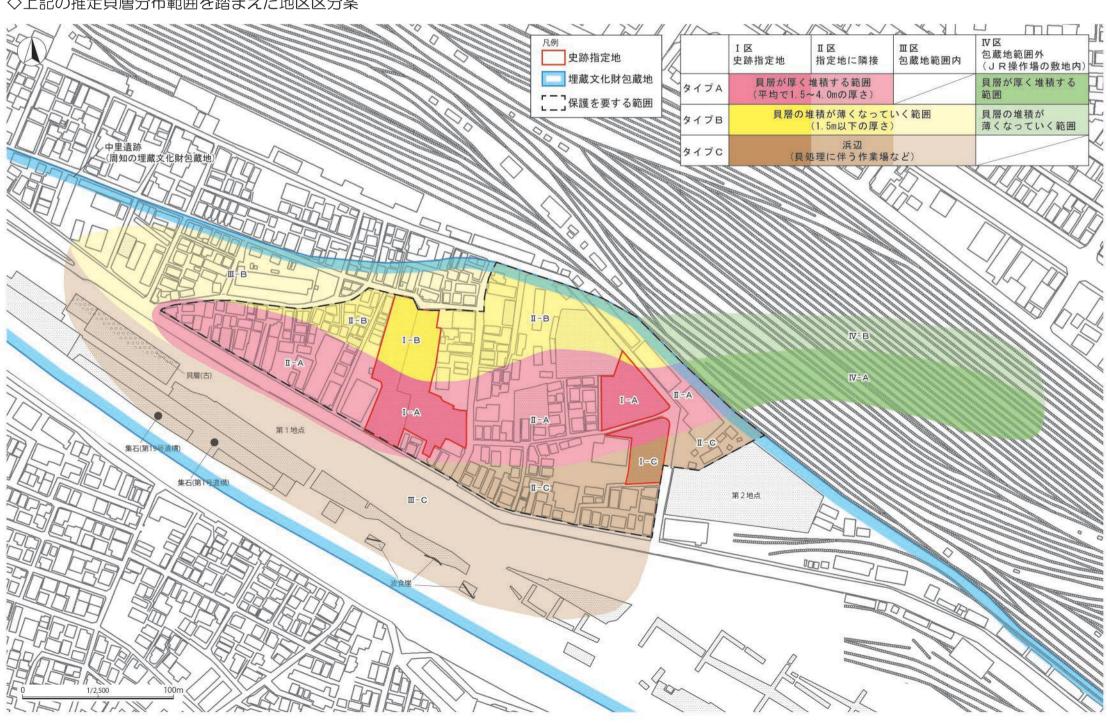


議題(1)史跡の構成要素と地区区分

◇中里貝塚の推定貝層分布範囲(『総括報告書』第100図より抜粋、一部加筆)



◇上記の推定貝層分布範囲を踏まえた地区区分案



議題(2)保存活用の基本方針

①基本方針

保存管理の方針

・史跡の本質的価値を適切に保存し、後世へ確実に継承する。そのために必要な取扱基準等を定める。

活用の方針

• 地元住民や来訪者等の史跡に対する理解を深め、協働による史跡の保存活用を目指す。

整備の方針

• 史跡の本質的価値を顕在化し、現地で貝層を実感できるような環境整備を目指す。

運営・体制の方針

• 調査研究の推進や保存管理体制の充実、および関係諸機関との連携や地元参画など、幅広い人材の確保と育成に努め、持続可能な体制づくりを図る。

②地区ごとの取扱い方針

	I 区 史跡指定地	Ⅱ区 指定地に隣接	Ⅲ区 包蔵地範囲内	IV区 包蔵地範囲外 (JR操作場の敷地内)
タイプA	貝層が厚く堆積する範囲 (平均で1.5~4.0mの厚さ)			貝層が厚く堆積する 範囲
タイプB				貝層の堆積が 薄くなっていく範囲
タイプC	浜辺 (貝処理に伴う作業場など)			

I-A, I-B, I-C⊠

→史跡指定地であり、公有地化も済んでいることから、引き続き地下遺構の適切な保全を継続する。

II-A, II-B, II-C⊠

- →指定地に隣接する範囲であり、過去の確認調査においても貝層が良好な状態で検出されていること から、"保護を要する範囲"として地下遺構の保全を図る。
- → 史跡周辺は住宅街となっており、地域住民の生活と密接に関わってくることから、史跡の保護と 人々の住環境の調和を図り、地元との協働によって史跡の適切な保全を継続する。

II-B⊠

→貝層の中心部分からやや離れ、堆積が薄くなっていく範囲であり、周知の埋蔵文化財包蔵地「中里 遺跡」の範囲内であることから、引き続き開発行為の届出など適切な指導を継続する。

Ⅲ-C区

→「中里遺跡」の範囲内であり、東北新幹線上野乗り入れ工事に伴う発掘調査(昭和58~59年) において、中里貝塚に先行する縄文時代中期初頭の遺構や波食崖などが検出されている範囲。

N-A, N-B⊠

→ 包蔵地の範囲外であるが、史料等から貝層の分布が推定される範囲。貝層の全容解明に向けて、確認調査等の機会があれば積極的に取り組む。

文化庁の指針(保存活用計画の構成)

◇平成27年(2015)文化庁発行『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』参考資料 p.(166)~(170)「4. 各計画の要綱(1) 史跡等保存活用計画ー標準構成/留意点ー」

3. 史跡等の本質的価値

(1) 史跡等の本質的価値の明示

▶ 史跡等の適切な保存活用の原点となるのは、当該史跡等が指定に値する本質的価値とは何かを 明確に認識し、関係者間で共通理解とすることである。したがって、指定説明文及び追加指定 説明文に立脚しつつ、当該史跡等の本質的価値を総括的に再整理・再確認し明示する。

(2) 新たな価値評価の視点の明示

▶ 指定当時から相当の時間が経過している場合又は追加指定を行っている場合には、新たな調査 成果を踏まえ、価値評価の視点が進化していることも視野に入れ、本質的価値を再整理する。

(3) 構成要素の特定

- ▶ 以下の手順の下に史跡等の構成要素を特定し、それらと本質的価値との関係及び個々の規模・ 形態・性質等の概要を記述する。表を作成して整理することが簡便と考えられる。
 - 本質的価値を構成する諸要素、及びそれらの概要
 - 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素、及びそれらの概要
 - 指定地の周辺地域を構成する諸要素、及びそれらの概要

5. 大綱·基本方針

- 課題の克服に関する目標等を示し、史跡等の望ましい将来像を「大綱」として明示する。
- ▶ 史跡等の規模・形態・性質に基づき、以下の5つの観点を十分視野に入れて保存活用の「基本方針」を具体的に明示する。
 - 本質的価値に基づき、史跡等を構成する諸要素を特定し、個別の諸要素の適切な保存(保存管理)の方向性・方法を示すこと。→6
 - 本質的価値に負の影響を与えることなく、豊かに引き出すことができるよう適切な活用の 方向性・方法を示すこと。→7
 - 本質的価値を確実に保存・継承し、潜在化している場合には顕在化できるよう適切な整備の 方向性・方法を示すこと。→8
 - 地域に根ざした包括的な保存・活用を進めるために、<u>運営</u>の方法及びそれらを進める上で効果的な体制を示すこと。→9
- ▶ その他、個別の史跡等の態様に応じて基本方針の項目を追加してもよい。

6. 保存(保存管理)

(1)方向性

保存(保存管理)の方向性を示す。

(2) 方法

- 具体的な保存(保存管理)の手法を示す。
 - 特定した諸要素の規模・形態及び性質等を踏まえ、諸要素ごとに適切な保存(保存管理)の 具体的な手法を定める。
 - 特に指定地とその周辺の態様に応じて地区区分を行う場合には、地区ごとに総括的な保存 (保存管理)の手法を定め、それらに基づき、各地区に所在する個別の諸要素の具体的な保存(保存管理)の具体的な手法を示すことが必要である。
 - 3(3)及び4において作成した表を活用し、新たに欄を付加して明示することも検討してよい。